

年 氏名

保護者様

新島村立新島小学校

校長 河津 力

学校感染症について

以下の感染症にかかった児童には、学校保健安全法第 19 条の規定により、出席停止を指示する。

この処置は感染した児童に十分休養を与え、他の児童への感染を防ぐためのものであり、療養中は欠席扱いをしない。また、医師から学校への登校許可をもらい、「出席停止解除願」を保護者が記入し、学校へ提出する。

「出席停止解除願」の提出をもって出席停止解除とする。

種類	病 名	出席停止期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱、 鳥インフルエンザ等	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ ※鳥インフルエンザ (H5N1) 及び 新型インフルエンザ等感染症を除く	発症した後 5 日 (発熱翌日より 1 日目と数える) を経過し、 かつ、解熱した後 2 日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで、 又は、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻 疹	解熱した後 3 日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、 かつ、全身状態が良好になるまで。
	風 疹	発疹が消失するまで。
	水 痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。
	結 核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第 3 種	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと 認められるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	溶連菌感染症	
	ウイルス性肝炎	
	手足口病	
	伝染性紅斑	
	ヘルパンギーナ	
マイコプラズマ感染症		
感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症)		

出席停止解除願い

新島村立新島小学校長 様

年 組 氏名
病 名
病気にかかっていた期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
受診していた医療機関 ・新島村本村診療所 ・新島村若郷診療所 ・その他 ()

上記の病気のため休みましたが、主治医より登校の許可が下りましたので、出席停止の解除をお願いいたします。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ 印

※この用紙は、すべて保護者が記入し、押印の上、提出していただくものです。
なお、インフルエンザの場合には、A型がB型かの記入をお願いいたします。
ただし、登校した際にまだ感染のおそれがあると思われる場合には、休養が指示されたり、診断書の提出を求められる場合があります。